

プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 公共交通ネットワーク構築事業
交通需要マネジメント推進支援業務

(2) 業務の内容

別紙「基本仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

21,570,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 全体スケジュール

公示日	令和8年5月22日（金）	
質問書提出期限	令和8年5月26日（火）	午後5時
参加表明書提出期限	令和8年6月1日（月）	午後5時
提案書提出期限	令和8年6月19日（金）	午後5時
ヒアリング、提案審査	令和8年6月下旬（予定）	
審査結果通知	令和8年6月下旬（予定）	

2 注意事項

(1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

(ア) 企業概要票（様式2）

(イ) 国又は地方公共団体による、交通需要マネジメント（TDM）の受注実績を有する書類

(ウ) 共同企業体により参加を申し込む者は共同企業体協定書の写し

(2) 提案書

別紙「プロポーザル提案書等作成要領」に基づき作成し、提出すること。なお、提案書は、1者につき1提案とし、正本1部、副本6部を提出することとし、提案書の表紙を除き、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。

(3) 特定審査の実施

ア 参加資格の確認

2 (1)アの提出書類により、「プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」に示す「2 プロポーザル参加資格」に定める参加資格の有無を確認する。

イ 参加資格結果通知・提案書の提出要請

2 (3)アの「参加資格の確認」により、参加資格を満たす者に対して、提案書の提出を要請する。

ウ 提案書の書面審査 ※5者以上の場合実施

参加者が5者以上の場合は、提案書の書面審査を行い、上位4者へヒアリング審査の出席を要

請するものとし、それ以外は非特定とする。審査は別紙「評価基準」に基づき採点する。

エ 失格に関する事項

(ア) 提出書類によりプロポーザル参加資格を有していないと判断された者は、失格とし、失格である旨及びその理由（以下「失格理由」という。）を電子メールにより通知する。

(イ) 2(3)エ(ア)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して失格理由について説明を求めることができる。

(ウ) 失格理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メールにより回答するものとする。

(エ) 失格理由の説明受付場所は、「5 問い合わせ先」に同じ。

オ 特定・非特定理由に関する事項

(ア) 特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メールにより通知する。

(イ) 2(3)オ(ア)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。

(ウ) 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない。）以内に、電子メール、郵送又はファクシミリにより回答するものとする。

(エ) 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「5 問い合わせ先」に同じ。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 参加者の負担

プロポーザル参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(6) その他

ア プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加表明書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

ウ 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

エ 参加表明書及び提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

オ 参加表明書又は提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず提案書を提出しない、又は、提案書を提出したにもかかわらず

わらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となることがある。

(6) 提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング実施場所等

ア 実施日

令和8年6月下旬（予定）

イ 実施場所

別途通知する。

ウ 時間

別途通知する。

エ 出席者

出席人数は3名以内とすること。

オ 留意事項

パソコン・液晶プロジェクターを使用する場合は、提案者が用意すること（スクリーンについては本市が用意する。）

3 審査

ア 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

東広島市 技監兼都市交通部長

東広島市 都市交通部交通政策統括監

東広島市 都市交通部交通政策課長

広島県 西部建設事務所東広島支所 工務第一課長

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

ウ 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

4 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公示に定めるとおり。

5 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市都市交通部交通政策課（東広島市役所本庁舎8階）

電話（082）422-1049

メールアドレス hgh221049@city.higashihiroshima.lg.jp

- 評価基準
- プロポーザル提案書等作成要領
- 基本仕様書
- 契約書（案）
- プロポーザル参加表明書（様式1）
- 企業概要票（様式2）
- 提案書（様式3-1、3-2、3-3）
- 提案価格書（様式4）
- 仕様書等に対する質問書（様式5）
- 辞退届（様式6）